

# 関係府省提出資料

| 通番 | ヒアリング事項   | 府省             | ページ |
|----|---|----------------|-----|
| 23 | 地震防災緊急事業五箇年計画について他計画での代替を可能とすること並びに計画策定手続及び進捗管理の簡素化     | 内閣府            | 1   |
| 62 | 市町村における学校教育情報化推進計画の廃止及び計画策定を財政措置の前提条件としないこと             | 文部科学省          | 7   |
| 21 | 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止                          | 厚生労働省<br>国土交通省 | 12  |
| 16 | 大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止                        | 経済産業省          | 14  |
| 10 | 指定介護予防支援事業者の指定対象の拡充に関する見直し                              | 厚生労働省          | 24  |
| 12 | 中山間地域等における訪問介護労働者の移動時間等に係る介護報酬等の見直し                     | 厚生労働省          | 32  |
| 11 | 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費の支給申請手続きの見直し              | 厚生労働省          | 38  |
| 8  | 公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと                            | 内閣府            | 42  |
| 7  | 認定こども園に係る認可・認定の事前協議廃止及び保育関係施設・事業の変更届出事項を条例等の規定で可能とすること等 | 内閣府            | 51  |
| 9  | 放課後児童支援員の資格及び員数に係る従うべき基準の見直し                            | 厚生労働省          | 55  |

## ■ 地震防災対策特別措置法について

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国どこでも起こりうる地震に対応するため、平成7年に議員立法で制定。本法に基づき、「地震防災緊急事業五箇年計画」を策定可能。地震防災施設等の整備を推進。

## ■ 地震防災緊急事業五箇年計画について

都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等について5か年間の計画を作成可能。

作成主体：

都道府県知事

対象施設：

避難地、避難路、消防用施設など29施設

財政支援：

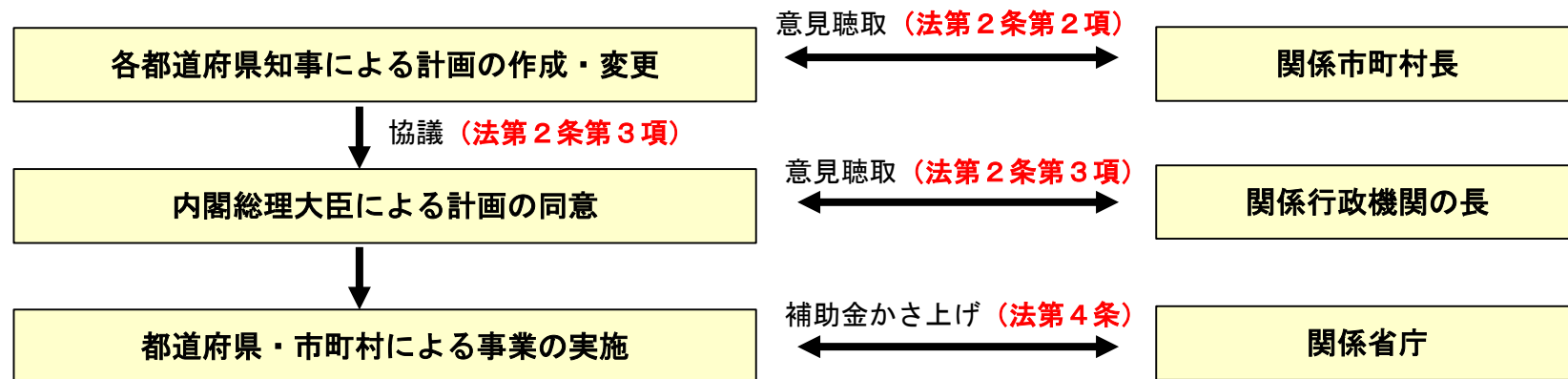
国庫補助率のかさ上げ

・消防用施設の整備 1/3 → 1/2

・公立小中学校の改築 1/3 → 1/2 など

(令和7年度まで)

## ■ 地震防災緊急事業五箇年計画の策定プロセス



重点番号23：地震防災緊急事業五箇年計画について他計画での代替を可能とすること並びに計画策定手続及び進捗管理の簡素化(内閣府)

## ■ 国土強靱化基本法について

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、国土強靱化に係る施策を推進。平成25年に議員立法で制定。

## ■ 国土強靱化地域計画について

地域の国土強靱化に係る施策の推進に関する基本的な計画として作成可能。  
国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となる。

2

作成主体：

都道府県・市町村

財政支援：

- ・ 地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁所管の交付金・補助金による支援

## ■ 国土強靱化地域計画の策定プロセス

法律上の協議・意見聴取等のプロセスはない。

**提案内容**

- 地震防災緊急事業五箇年計画を他計画で代替可能とする。

| 計画     | 五箇年計画  | 国土強靱化地域計画                                   |
|--------|--|---|
| 財政支援   | 国庫補助率のかさ上げ<br>・消防用施設の整備 1/3 →1/2<br>・公立小中学校の改築 1/3→1/2<br>など | 地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁所管の<br>交付金・補助金による支援 |
| 策定プロセス | 法律上、内閣総理大臣による計画の同意、関係市町村からの意見聴取、等が必要。                        | 法律上の協議・意見聴取等のプロセスはない                        |

**回答**

国との協議を必要としない国土強靱化地域計画をもって、五箇年計画と見なすことは出来ず、代替可能とすることは困難である。

## ■ 参考

### ・ 地震防災緊急事業五箇年計画と国土強靱化地域計画の関係性

|         | 五箇年計画   | 国土強靱化地域計画  |
|---------|---|--|
| 策定主体    | ・都道府県知事   | ・都道府県・市町村  |
| 市町村との関係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する事業を計上可能。</li> <li>・このため、計画策定にあたり、市町村の意見を聴く必要がある。</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県計画と市町村計画とは別個の計画。</li> </ul>  |
| 計画の性質   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・著しい地震災害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する5箇年の整備計画</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画</li> <li>・国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべき計画</li> </ul> |
| 記載事項    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定される地震災害</li> <li>・法3条1項1号～19号に定める施設等のうち主務大臣が定める基準に適合する施設等の整備に関する内容（整備計画、事業量、概算事業費等）。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上、具体的な規定はなし。</li> <li>・いかなる事項をどの程度定めるのかについて、都道府県又は市町村が判断。</li> </ul>           |

## 提案内容①

- 地震防災緊急事業五箇年計画について、国との下調整・協議及び国による同意を不要とすること。

## ■ 計画の策定手続

各都道府県知事による計画案の作成

内閣総理大臣による計画の同意  
(主務大臣の定める基準への適合の確認)

都道府県等による事業実施  
(補助率かさ上げの措置等)

## ■ 下調整・協議の流れ

### 下調整

※オンライン打合せ、  
電話、メール等

### 実質的調整・協議

- ・ 計画への記載を希望する事業について、**各主務大臣基準への適合の確認**
- ・ 補助事業利用の妥当性の確認

### 事前協議

※書面

### 協議内容の形式的確認

- ・ 下調整段階で調整した内容の反映漏れ等を形式的に確認

### 正式協議

※公式文書

関係省庁と調整し、簡素化を検討

## 回答

- 協議・同意手続は、補助率かさ上げ等の要件である、主務大臣の定める基準への適合について確認するプロセスとなっており、廃止することは困難。
- 下調整・事前協議の廃止については、実質的調整を正式協議の中で行わざるを得なくなり、かえって地方公共団体の負担が増大する懸念。
- 一方、協議に係る事務負担の軽減については、関係省庁と調整し、下調整の簡素化等を検討。

## 提案内容②

○ 五箇年計画に記載した全個別事業の進捗管理を簡素化すること。

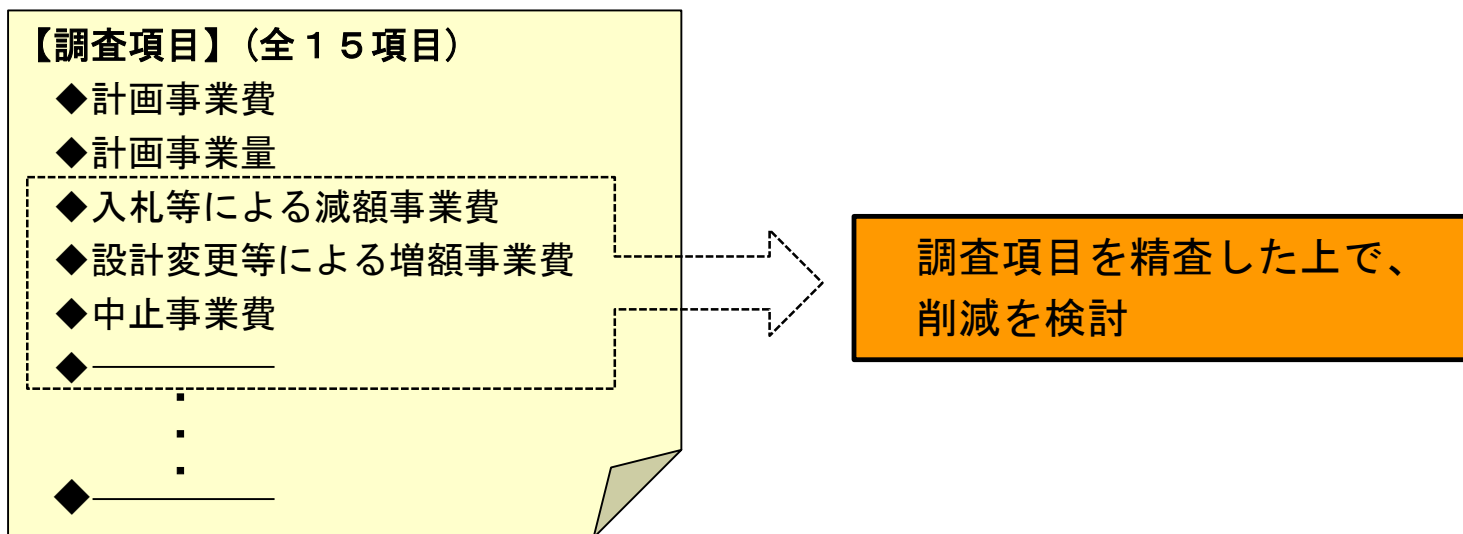
(例1) 事業量ベースの進捗管理は中止し、事業費ベースのみとする。

(例2) 入札・設計変更等による増減額の記載をやめ、計画事業費と実施事業費のみの比較とする。

## ■進捗状況調査

- ・五箇年計画に計上した各事業の進捗状況について、計画事業費、計画事業量、入札等による減額事業費といった15項目を調査。

の



## 回答

○ 提案内容を踏まえ、進捗状況の把握に係る事務負担の軽減を検討。